

第二章 鎌倉時代

第一節 平家の滅亡

平家滅亡 治承四年（一一八〇）八月、源頼朝が挙兵し、
と 豊 前 関東制圧したことを知った肥後の菊池隆直は、

豊後の緒方惟栄ら一六人の同意を得て、六〇〇余騎を率いて治承五年二月、諸所の関所を固め、海陸の往還を止め、目代（国司の代官）を追い出す行動に出た。

太宰府の原田種直ら平家方の二〇〇〇余騎が肥後に向かい、菊池勢と交戦して撃破した。

『吾妻鏡』には、反乱者のなかに長野太郎・野中次郎の名がみえる。豊前の武士ではないかと思われるが、断定はできない。この時の功労をも加えてか、原田種直は大宰権少弐に大拔擢され、鎮西の総帥として平家の期待を担った。

これは、仁安元年（一一六六）宇佐大宮司公通が権少弐に補任せられた先例が周囲の抵抗を排除した。

豊前は平知盛の知行国（一国の税収入を与えられ、国司の任免権を持つ）であったから、板井種遠ら在庁官人や前豊前守宇佐公通以下の宇佐宮社官衆はほとんど平家方として行動した。

前出の長野太郎・野中次郎が豊前の武士ならば、肥後の菊池隆直・豊後の緒方惟栄らに与同することは考えがたいことである。

治承五年（一一八二）七月、平家は筑後守平家貞の子貞能を肥後守に任じ、追討使として豊筑肥の兵三〇〇〇を動員して肥後へ下向させた。籠城していた菊池隆直は糧食が尽きたらしく、養和二年（一一八二）五月、「当難を遁れるため」に降人となり、原田種直とも和解して、平貞能に従って上洛した。

豊後の緒方三兄弟（臼杵二郎惟隆・緒方三郎惟栄・佐賀四郎惟憲）らは、豊後の目代を追い出したあと、国務を掌握して、荘園・公領の税物を都へ送らなかつた。

知行国主藤原頼輔は緒方惟栄らとの多年の付き合いを頼りに、子息を派遣して説得した。これが効果をみせたのか、目立った動きはなくなつた。

もつとも、西国では日照りと洪水による飢饉が深刻となつて、戦争もできない状況にあつた。

寿永二年（一一八三）、木曾義仲の入洛で、都落ちした平家一門は太宰府に内裏を構えたが、「平家を九州から追い出せ」という後白河上皇の命令を、藤原頼輔から伝えられた緒方惟栄は、これを各地の武士に触れ回り、大軍を率いて、大宰府を目指した。

これを恐れた平家は、山鹿兵藤次秀遠に招かれて、遠賀川

口の山鹿城に移った。原田種直は、秀遠とは不仲であったため途中から引き返したという。

しかし、ここへも惟榮勢が押し寄せるといふ噂におびえ、平家は知盛の知行国豊前へ移り、柳ヶ浦（門司区大里）に内裏を構えた。

平家は原田種直を筑前守に、菊池隆直を肥後守に任命して、二人を平家方に繋ぎ留め、両国を掌握しようとした。

「歴代鎮西要略」には、平知盛の目代紀井刑部大輔通資が兵船一〇〇余艘を整え、四国屋島へ平家を運んだとある。

紀井通資が仲津郡城井の豪族と考えると、刑部大輔という正五位相当の官職に任命されることはありえない。

また、当時城井には板井種遠が本拠を構え、豊前の在庁官人を指揮していたからである。

四国屋島の平家を討滅するため、源頼朝は弟範頼のりよりを総大将として、中国・九州を味方に引き入れ、屋島を包囲する作戦をとった。

しかし、この作戦は、関東から転戦してきた武士を、遠隔の地に長期間滞在させることになったため、疲労困憊に陥った。

源範頼は九州最大の源氏方である緒方惟榮に兵船を用意させ、北条義時・下河辺庄司行平・渋谷庄司重国らを豊後に渡らせ、元暦二年（一一八五）二月、芦屋津で原田種直・子息賀摩兵衛尉の率いる軍と交戦してこれを破った。

そのころ、再起用された源義経が屋島を急襲して、平家を海上に押し出した。

平家は再び西航して彦島に移り、門司の関を固めて、源氏との決戦に備えた。

三月、平家は、四国から周防に渡った源九郎義経によって、壇ノ浦に滅亡させられた。

平家の知行国豊前の在庁官人板井種遠以下の多くが平家と共に壇ノ浦に滅亡した。

また、岩門城（那珂川町）に籠城した原田種直らも渋谷庄司重国らに討滅させられた。

九国の地頭 元暦二年（一一八五）三月、平家滅亡後、九州

天野遠景 の支配は、源三河守範頼に命ぜられたが、後白河上皇を通じて、鎌倉の頼朝の許へ苦情が殺到し、七月、範頼は上洛を命ぜられた。

すなわち、前年七月六日、緒方惟榮らが平家方の宇佐宮に乱入し、一の御殿の黄金の御正体以下を奪い去るという狼藉を働き、その他、武士が莊園等を狼藉したのも範頼の所業であると訴えたのである。

そこで頼朝は、平家没官領（平家の莊園）及び種直・種遠・秀遠らの所領のある原田・板井・山鹿以下の諸所に地頭を派遣するまでは、「沙汰人」を置き、事を荒だてないようにして帰洛せよと、範頼に指示した（『吾妻鏡』）。

同年八月、範頼にかわって、中原久経・近藤七国平が、近畿・中国一か国巡検の任務を解かれ、九州に派遣された。

中原久経は法律に明るく、近藤七国平は廉直な人柄をもって、頼朝の信頼があつた。

二人の任務は、戦乱で興廃した荘園・国衙領を元の領家・国司に返還し、荘務・国務を遂行できるように、治安の回復を図ることであつた。

二人は、何事も一々院宣^{いんせん}を請い、後白河上皇の意向に沿って事を処理するよう、頼朝から厳命されていた（鎌倉遺文一三〇）。

ところが、まもなく義経・行家の頼朝に対する反逆が失敗し、義経は九国の地頭、行家は四国の地頭に任ずる院宣を得て、摂津を船出したが、逆風に吹き戻され、以後行方不明となった。

源頼朝は、舅北条時政に大兵を付けて上洛させ、義経に「頼朝追討の院宣」を与えた後白河法皇を詰問し、文治元年（一一八五）十一月、義経・行家と、その与同者を探索するために広く西国に「国地頭」を派遣し、「兵糧米反別五升」を徴収することを承認させた。

こうして、伊豆の武士天野藤内遠景が九国の地頭として太宰府へ下向し、職務を執行した。

この国地頭は翌年六月廃止され、「惣追捕使」としての職務、

すなわち、謀反人・殺害人の追捕だけが残された。惣追捕使は「守護人」ともよばれた。

ただし、九国は、帥^{そう}中納言吉田経房が沙汰するのでそれに任せると、別扱いとなった。

吉田経房は、文治元年十月、大宰権帥に補任されたばかりで、早くから鎌倉との調整役を務めてきた後白河上皇の近臣であつた。

経房は京都にいて上皇に近侍していたから、太宰府の天野遠景は、経房の指示を執行する大きな権限を与えられていた。

天野遠景は、吉田経房が五年後に帥を辞任してから数年後に罷免される。頼朝と経房、頼朝と遠景との間に深い信頼関係があつたことを推測させる。

天野遠景は蒲^{がま}の冠者^{かじや}範頼に従って九州で転戦した後帰国していたが、この経験を買われて、九国地頭に起用されたい。

遠景の職務は、頼朝の袖判がある「平盛時の奉書」によって指示され、これを府官二名と奥に「藤原」と遠景が署名する「大宰府守護所下文^{くんとしごみ}」をもって執行する。

これを見ると、源頼朝が宰府機構を利用して、天野遠景を執行官として、九州を直接支配しようとする意図を窺うことができる。

しかし、天野遠景も、在任一〇年にも及ぶと、頼朝の命令を直ちに執行しないような事例も顕れ、また、宇佐宮造営を疎略

にしたという訴えなどが出て、鎌倉に召喚された(菊池紳一『鎌倉時代の天野氏について』)。

莊郷地頭

平家の所領と板井種遠ら平家与同人跡を平家没

宇都宮信房

官領といい、源頼朝の所領となった。また、緒

方惟栄などのように、源義経の挙兵に加担した謀反人跡も、頼朝の所領となり、勲功のあつた関東の武士を地頭に補任した。

地頭は、このような犯罪者の莊園・郡郷に限って派遣された。これを莊郷地頭と言つて、先の国地頭と区別する。

豊前国の場合、承久の乱(一二三二)以前に派遣された地頭、いわゆる本補地頭は、板井種遠跡を与えられたという宇都宮信房や原田種直跡三七〇〇町を賜つたと伝承する武藤資頼すけより以外は明らかでない。もつとも武藤資頼の豊前の所領は不明である。

宇都宮信房は豊前国守護であつた、という伝説は今日までも流布している。これは「宇都宮系図」に「文治元年九月五日、豊前九千七百貳拾町の地頭職たり、建久六年五月十六日、豊前守護職に補し、仲津郡城井郷に居す」という一文が永年信じられてきたためであろう。

先述したように、「建久図田帳」には豊前国の総田数は一万三三〇〇町、没官領九三六町とあるから、系図の九七〇〇余町は一国の七三%を占めることになる。宇佐神封四郷内は地頭を置かなかつたことなどを考慮すると、信ずるに足りない数字である。また、豊前国守護は、建久六年(一一九五)ごろ下向し

てきた武藤資頼が筑前・肥前を合わせ、三国守護となつて太宰府で執務したことが現存する史料であきらかである。

宇都宮氏が豊前国守護となつたのは、南北朝動乱の最中、宇都宮守綱が筑後国守護から豊前国守護に転じ、約一年間在任しただけである。

では、この伝説的な宇都宮信房について、どの程度まで真実を知ることができるであろうか。

宇都宮信房が九州へ下向するのは文治三年(一一八七)九月が最初である。頼朝に命じられて、九国惣追捕使天野遠景とともに、貴海島へ逃亡した源義経与同人河辺平太通綱を追討することが目的であつた。

しかし、天野遠景は何かと理由を付けて遠征を渋り、朝廷も前例がないと反対したので延期された。宇都宮信房は詳細な図面を示して征討計画を述べて頼朝を説得し、信房の家来による遠征を実現し、翌年五月、追捕に成功したという報告が鎌倉にもたらされた。

所衆信房(宇都宮所と号す)は「殊の勲功」を施したので、近江国善積庄を望んでいるから、これを与えることにしたと『吾妻鏡』にある。

所衆ところのしゅうとは藏人所(天皇の秘書室)に仕える下級の役人で、密偵や使節、護衛役などを勤めたという。

下野の宇津の神宮に仕える者が都に上つて、出世の登竜門と

いわれた藏人所に務めるということは、権力者に仕えて、自分の能力を認めてもらう機会に恵まれたことを意味する。

こういう経歴を持つ信房が貴海島の状況を調査し、綿密な征討計画を立案するには格好の人物であったと考えられる。

このことと関係ある文書が次の源頼朝下文である。源頼朝の文書は数が少ないので次にあげてみよう。

(源頼朝) (花押影)

下 豊前国伊方庄住人

補任 地頭職事

前所衆中原俊房

右、前地頭貞種、不渡貴賀井嶋、又

追討奥州之時、不参会、依此兩度過怠、可停止彼職也、仍以俊房、所補

任也、於限有課役者 任先例可致其勤之状、如件、以下、

建久三年二月廿八日
(一九二)

「右本書、黒田筑前殿所望在之間、進之候也」

(佐田文書)

この実文書は、黒田長政が求めたので差し上げたのである。その写しを取るとき、「信」を「俊」と読み違えたのだろうか。

田川郡伊方庄(方城町)の地頭貞種(大蔵氏カ)は、御家人であるにもかかわらず天野遠景の催促に従わず、貴海島遠征にも、奥州追討にも奉公しなかったため、地頭職を取り上げ、中原信房へ与えると同庄住民に伝えたものである。



源頼朝の花押

宇都宮氏は系図で藤原氏となっている。藤原氏といえば、鎌倉幕府の政所別当大江広元や京都守護中原親能も中原姓を称していたが、のち藤原姓に復している。平安後期は、法律家が地方で重用されたから、中央で恵まれない下級貴族は、地方に下って、国衙や荘園の役人として活躍した。信房の父宗房は中原広致の婿となったという(『築上郡史』)。信房が所衆として京仕える場合でも、下野国の在庁官人として生きる場合も、中原姓を称することが有利であったと考えられる(『体系日本の歴史4』)。

宇都宮信房は、伊方庄地頭職を賜る前に、板井種遠跡である伝法寺庄三四〇町その他を、貴海島追討勲功の賞として得ていたものと思われる。

いま、記録で確かめられる信房の所領は次表のごとくである。

国	所領名	面積など	典拠
豊前	豊前国税所職 伝法寺庄 田川郡伊方庄 田川郡柿原名	四〇町+三〇〇町 八〇町カ 三町	到津文書 宇佐大鏡 佐田文書 佐田文書
筑前	鞍手郡高向・牟留木・宮田 穂波郡合屋・窪垣		宗像神社 太宰府神社
日向	没官領惣地頭職 国富庄久目田	六八町 八町	建久図田帳 建久図田帳

信房の泉涌 宇都宮信房はかなりの有徳人（信心の篤い分限

寺創建 者）であつたらしく、名僧大興国師俊 芾のた

めに泉涌寺を京都に建立した。「泉涌寺不可棄法師伝」という俊芾の伝記に、建保五年（一二一七）八月、中原信房に請われたので、弟子六・七人を連れて豊前に下向し、信房夫婦に戒律を授け、出家に立ち会った。夫婦はおのおの逆修の善根を営み、一七日間滞在したとある。

俊芾は肥後国に生まれ、太宰府観世音寺で受戒し、建久十年（一一九九）入宋し、一三年間の研鑽後帰国して、南都六宗の一つ律宗の復興に努めた。華嚴宗の明恵上人高弁などとともに、皇室や鎌倉幕府中枢の人々の尊崇を受け、泉涌寺は今でも高い寺格を保ち続けている。

系図によると、信房は上毛郡に如法寺を創建し、三男信政を座主とし、文暦元年（一二三四）、九十九歳の長寿を全うして如法寺に葬ったという。「逆修の善根を営んだ」とは、俊芾が豊前へ下向した翌年、泉涌寺を創建し、寺領一七町を寄進する約束をしたことを意味するであろう。

三国守護人 九国地頭天野藤内遠景が鎌倉に召喚された後、

少貳資頼 武藤資頼が太宰府へ下向し、「大宰府執行」と

して三〇年間在任した。晩年に大宰少貳に任ぜられ、その子孫も太宰府に住み、少貳の職となったことから、姓を少貳と称した。

武藤資頼が頼朝の家来となったのはかなり遅い。文治五年

（一一八九）正月、平家方の捕虜として三浦義澄が預かっているとき、大臣大饗の宴に、若君頼家が風流をもくろんだが、故実に分らないところがあつたとき、資頼が近衛司の平胡録や、丸緒の付け方の故実を知っているというので、罪を赦し、彼の有職故実の知識を用いることになった（『吾妻鏡』）。

その後、建久二年（一一九二）公事奉行平盛時とともに、伊勢・志摩両国の平家没官地巡検を命ぜられている。

武藤資頼が太宰府へ下向したとされるころ、これと関連する史料がある。

征夷大將軍家政所下す 西海道御家人等

鎮西守護人を定め遣わす事

前掃部頭親能

右の人、鎮西守護の為に下し遣わす所なり。中間これを略す

御家人・在庁官人等宜しく承知し、件に依つてこれを行え、故に下す

建久六年五月 日 平朝臣判

民部承同

前因幡守中原朝臣同

（宇佐、益永文書）

これは、天野遠景が帰国後、中原親能が鎮西守護人として派遣されたとする將軍家政所下文である。このとき、武藤資頼も同時に下向したと推定されている。中原親能は、翌年には

京都守護を命ぜられ、彼の跡は猶子大友能直に譲られ、後三国（豊後・筑後・肥後）の守護職と所領の多くを引き継いだと考えられている。

天野遠景が管轄した九国は、このころ武藤資頼の前三国（筑前・豊前・肥前）、中原親能の後三国、島津忠久の下三国（薩摩・大隈・日向）に分割されて、各国守護所が変わった。

したがって、武藤資頼の仕事も、天野遠景に与えられていた裁判権を含む大きな権限はなく、裁判の調書の作成、鎌倉や京都からの通達の執行などに限られていた（瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』）。

それでも、『吾妻鏡』に次のような記事が見られる。

守護代兵庫大夫資範の非法の間の事、鎮西守護、成敗の事に於いては、右大将家の御時より、別儀を以て定め置かれるの間、代々御下文を帶し沙汰を致す所なり、余国の守護の沙汰に准じ申せらるべからざる事なり、但し細々非法の由の事、尋ね下され、左右を申さるべきの由、群儀に及ぶと云々、（寛元二年＝一二四四、八月二十四日条）

すなわち、鎮西の守護については、遠隔地故に、他地域の守護と区別して、右大将家の下文に従って執行するので、大犯三箇条（謀反人・殺害人を追捕する事、京都大番役を催促する事）以外に、種々の仕事が委ねられている。しかし、守護代資範（宇佐郡高並氏カ）の行為は守護の権限を越えた非法行為にあたるという訴えが出ているので調査を命じることに決定したとい

う。

これは、資頼の子資能の時代、豊前か、肥前かの守護代資範のたび重なる越権行為に対する幕府の裁定である。

天野遠景時代より権限が縮小されたとされる少弐氏ら各国守護の権限は、なお他地域より幅広く認められていたのである。

地頭宇都宮 鎌倉時代、豊前国で目立った活動をみせるのが一族の発展 宇都宮一族と称する人々である。これを史料で確認し、その行動を追跡してみたい。

① 西郷氏

仲津郡西郷（犀川町山鹿付近）を本拠とする西郷氏については、研究者もほとんど触れていない。

紀井宇都宮系図（太宰管内志）によると、宇都宮宗房の三男に、西郷刑部左衛門尉業政―左近将監政家―右兵衛有家―道家とあるが、史料で確認することはできない。刑部とか左近将監とかの官職は当時考えられないものである。

史料に登場するのは次の人物である。

イ、大和太郎兵衛尉時景 大友能直の六男で、大友系図（入江文書）に「二万田を号す、大和太郎左衛門尉、法名蓮景、豊前城井沓岐前司景房法名蓮昇の養子、庶子に豊饒・高崎」とみえる。惣領親秀と同じ母尼深妙に、延応二年（一二四〇）、豊後国大野庄上村半分地頭職を譲られ、のちに、上村一万田（朝地町）に住み、名を景直と改めたという（『大分歴史事典』、

大友一族。

城井氏二代景房の養子が大和太郎氏を称するのは不自然である。景房が壱岐守に補任するのは後のことで、それまでは、宇都宮大和守信房の長子であることを意味する「大和太郎新左衛門尉」と称していたから時景を養子としたとき、大和太郎兵衛尉と称させたのであろうか。

時景は、貞永元年（一二三二）、上毛・下毛両郡の吉富名地頭職を相伝知行したが、名主・下作人らが新儀を巧み、地頭の命令に従わないと六波羅探題に訴えている（末久文書）。

□、西郷太郎左衛門尉信定 建治三年（一二七七）ころ、北条一族名越朝時領吉富名内の秋成名・底無二郎丸名等をめぐって、山田左衛門尉政範と訴訟となり、弘安三年（一二八〇）、壱岐太郎左衛門尉通房の調停によって、和与（示談）した。

この西郷信定と同一人物ではないかと考えられるのが、宗像神社文書の嘉祿三年（一二二七）、北条泰時が大和入道（信房）へ宛てた書状の裏に「正文は大和太郎左衛門尉信定申し請うの由」とある大和太郎左衛門尉信定である。正安元年（一二九九）、大和太郎左衛門入道観仏が山田道円と共に、使節として下毛郡柑子木の刈田狼藉調査を命ぜられている。

入道観仏は西郷信定の晩年の号と思われる。

紀井系図の如法寺氏に、

宇都宮信房―如法寺信政法名生西―新左衛門尉資信

―太郎左衛門尉信定法名観仏―又太郎盛信

―肥前守公信法名寛豆―弥太郎直信―左衛門信貞

と、三代目に信定の名が見え、出家名も一致する。また、信定の孫肥前守公信の名も、名越女房御領吉富の地頭代に「右兵衛尉公信」として登場する（末久文書）。

ハ、大和八郎信茂 正和二年（一二三三）、信茂が展転知行するに至った上毛郡三毛門大路六反を神領興行令で宇佐宮の官人代田部盛継へ返付させられた（宮成文書）。信の通字は如法寺一族に共通する。

ニ、大和右近将監 嘉暦元年（一二三六）、人吉庄南方と上毛郡成恒名地頭職の安堵状を相良頼広へ渡すよう命ぜられた。彼は肥後国守護規矩高政の守護代らしい。

規矩高政は北条一族金沢政顕の子で、豊前国規矩一郡を所領としていたから、その被官となつたらしい。これがきっかけとなつて肥後国に所領を得て、肥後大和太郎家を興したのではなかろうか。

その他、南北朝時代の豊前守護代西郷顕景、下毛郡に進出していた右京亮直能、戦国時代の西郷隆頼などの活躍が目立つ。

② 山田氏

宇佐弥勒寺領山田庄及び佐留尾別符一二〇町を拠点とする山田氏は、室町時代の一時期、城井氏を凌ぐほどの勢力を示した。以下において、鎌倉時代の山田一族を確認してみよう。紀井系図によると、

宇都宮宗房―政房―成恒太郎昌俊―遠江守政義

中間三郎房俊

と、城井信房の次弟政房を祖として、上毛郡・下毛郡に進出している。

イ、成恒太郎政義入道西迎 史料に登場する最初の山田一族である。山田庄（豊前市）の宗像八幡社棟札写しに「仁治元年（一二四〇）甲子 冬十月廿一日、本宮建立す、…願主は藤原政吉並びニ沙弥観蓮、同長子左衛門尉政範等也」とある政吉・観蓮・政範が、吉富名主として登場し、地頭の命令に従わないと訴えられている（末久文書）。

すなわち、貞永元年（一二三二）、地頭大和太郎兵衛尉時景の所勘に応じない成恒太郎の伺候人成恒大三郎国守を大宰府に出頭させよと大宰府守護所少式資能から命ぜられている。

ロ、山田左衛門入道観蓮 正嘉二年（一二五八）、上毛郡司小大夫入道蓮上の訴えに対し、公田吉富名主の一人山田左衛門入道観蓮は兄の故成恒太郎入道西迎が、買得したり負物の代として手に入れた名地頭職であり、兄から相伝して久しいと反論した。

ハ、山田左衛門尉政範 建治三年（一二七七）、吉富の内秋成・底無次郎丸・同大中島作昌を押領し、郎従中八刑部泰次が濫妨狼藉したと、地頭代右兵衛尉公信が訴訟を起こし、結局壱岐左衛門尉通房が調停して和与が成立した。この吉富名の訴訟

に登場する山田氏を中心として系図にすると次のようになる。

成恒西迎―政康―政盛―政朝

山田観蓮―政範―政業

二、山田太郎右衛門入道道円 正安元年（一二九九）、大和太郎左衛門入道観仏とともに、徳政令に絡む使節として下毛郡へ派遣されている。翌年、山田左衛門入道道密（政範）跡成恒太郎右衛門入道道円とも見えるから、政業が成恒氏をも称したらしい。彼は乾元二年（一二三三）、今成恒・秋成・底足・福光名等の青木横浜石築地役を惣領山田庄に混じて勤めている。

ホ、山田中内左衛門尉政盛 蒙古合戦の恩賞として、肥前国神崎庄の一分地頭職を城井頼房・天雨田次郎兵衛尉憲行・小犬丸次郎入道祐西らと一緒に得ている（本間文書）。

嘉元三年（一二三五）ごろから、筑前国怡土庄や下毛郡へ使節を命ぜられている。また、正和二年（一二三三）、神領興行令によって、黒土庄（豊前市）の田三反を宇佐弥勒寺供僧へ返付させられた。中内とは中原内舎人の略称で、城井三代目信景が壱岐中内左衛門尉と称したと同様に、中原姓を称している。

ヘ、山田八郎範房 正和二年、神領興行令によって、知行していた下毛郡久松名を宇佐社家へ返付させられている。

ト、山田彦三郎政康 正和二年、神領興行令によって、知行していた下毛郡四郎丸名内の田地を宇佐宮へ返付させられた。黒土庄・下毛四郎丸名も、山田庄と同様に弥勒寺領である。

長年の弥勒寺との関わりによって、下毛郡へも積極的に進出していったと考えられる。

③ 野仲氏

野仲氏は紀井宇都宮系図には見えない。佐田系図によると、信房は弟伊予守次郎重房を下毛郡

津民庄（耶馬溪町）に封じたとある。注意をしなければならぬのは、宇佐封郷と呼ばれた地域には、地頭を派遣しなかったことである。各地の武士の中には鎌倉幕府へ奉公して、合戦に参加し、京都や鎌倉の番役を勤めて、御家人と称し、本領の安堵状を得て、地頭を称する者が多かった。

一、不善の神官・社僧等中には、望んで武役を勤め、官司の命じる所に従わざる輩の事、これ併せて神事退転の基なり、然る如き輩はたとい望み申すといえども、武役を停止し、偏に神事を専らにすべし、殊に存知すべきの由、資頼に仰せられ畢んぬ。

（原文は漢文、到津文書）

これは、神官・社僧のなかでも、武役を勤めて、官司の命令に従わない傾向があったことを指摘し、彼らの武役を停止させているのである。

宇都宮氏が封郷に進出する場合は、宇佐宮の庁内役人である弁官や官人代となるため、封郷の郷司職を買得するか、入婿となる必要があった。こうした手段をもって、野仲郷司職を手に入れた宇都宮氏は下毛・宇佐郡の平野部へ進出する。

イ、野仲郷司助道 一二〇四〜三四年ごろ、宇佐郡佐野寛寿

丸名をめぐる安心院氏と在庁藤原氏の争論に幕府の使節として、兵庫馬允範時（高並氏）とともに派遣されているので御家人であることがわかる（到津文書）。宇都宮野仲氏の初代ともいうべき人物である。

ロ、野仲郷司助道 文永元年（一二六四）より二〇余年前、豊後国田染庄恒任名を宇佐吉基へ売却した。彼は下毛郡山国郷得永名井堀村を知行していた（野中文書）。

ハ、野仲二郎入道正行 弘安五年（一二八二）、封戸郷・向野郷内の宇佐中津尾寺田地を刈田狼藉したと訴えられた。また、このころ下毛郡冠師野・中津河岩木等をめぐって兵庫馬次郎兵衛資時（経範）と争論し、幕府の命令で和与した（櫛野一美文書）。このあと、彼は岩門合戦で少式景資とともに戦死したか、罪科によって闕所されたらしい。青・曾木別符（本耶馬溪町）が他人に恩賞として与えられている。

ニ、野仲郷司道行 弘安五年ごろ、宇佐神官信明が買地自見名の田畑・所従以下を道行の舍弟如静法師が観音丸のことを理由として濫妨したと訴えられた。

ホ、野仲三郎左衛門宗通 弘安八年、蒙古合戦の恩賞として、薩摩国鹿児島郡司職一〇分の一を得た。前出の正行の弟と思われる。

ヘ、野仲道性房円空 嘉元三年（一二三五）、数百騎の人数を引率し下毛郡野仲郷全徳・世永両名を押領したと宇佐宮神官

愛輔に訴えられ、円空は御許山座主職を改替された。

ト、野仲次郎太郎道雄 正和二年（一三三三）以前、下毛郡麻生郷藍原屋敷二か所（現中津市相原）を押領したと宇佐宮に訴えられ、神領興行法によって社家に返付させられた。

また、元応元年（一三一九）宇佐宮供僧の訴える下毛郡野仲大家両郷内自見名に対する鎮西探題の裁許に応じないとして、強制執行の命令が出されている。

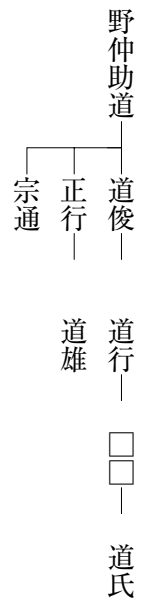
チ、野仲郷司道氏 嘉暦二年（一三二七）三月以前、宇佐曹司河頼小路屋敷一所・駅館東打上畑地二反の道氏の放券を小山田社へ宇佐大宮司公敦が寄進している（小山田文書）。

また、彼は文保三年（一三一九）五月、幕府の命令で、別府孫太郎種房とともに弥勒寺に派遣され、刃傷狼藉の検証に当たっている（宇佐永弘文書）。

このように、鎌倉時代だけでも史料上に数多く登場している。次の南北朝期は野仲惣領家はおおむね北朝方として行動するが、足利方となったため、南朝方によって所領を没収され、一二〇町歩が長門一宮・二宮へ寄進されている。

室町時代は大内氏の被官となり、下毛郡代として活躍した。戦国時代、野仲鎮兼は秋月種実と結び、しばしば大友宗麟に背き、独立しようとした。

以上の野仲氏を系図にしてみると次のごとくなる。



第二節 蒙古の襲来と宇都宮通房の下向

文永四年（一二六七）蒙古のフビライの命令によって、使者が太宰府に到着したという少貳資能からの報告を受けた鎌倉の執権北条政村は連署時宗とその職を交代し、この国難を切り抜けようと決意した。

文永八年（一二七二）九月、幕府は鎮西に所領を有する御家人に対し、下向して守護人とともに異国の防禦を致し、また領内の悪党を鎮めるよう通達した。

ついで、同九年二月、豊野の守護大友頼泰は、筑前・肥前両国の要害を守護するため、三月晦日までに東国から下向する御家人を引き連れ、役所を受け取り、御家人らを差し置いたために、代官を派遣したから、早くかの人に尋ね、懈怠無く勤仕するよう伝達した。

同十年（一二七三）十一月、少貳資能は鎌倉からの次のような命令を管国内の御家人に伝達した。

国々悪党のこと、守護人緩怠を致し、御家人等籠めるの間、断絶せずと云々、早く豊前・筑前・肥前・壱岐・対馬等の国々、警固せしむべき也、